

## 日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

## 第三部 労働政策

## 第四編 賃金政策

## 附 左社の最低賃金法案要綱と総評の批判

なお左派社会党では七月次ぎのような最低賃金法案要綱を作成したが、総評(調査委員会、七月八日)ではその批判を後記の如く発表した。  
(左派社会党の最低賃金法案要綱)

(一)再軍備経済が進行するにつれ、その犠牲となるのはいうまでもなく労働者である。労働者特に中小企業、零細企業労働者の痛ましい生活状況はこれを如実に物語っている。特に最近の朝鮮休戦を契機とする特需依存の不安が資本家陣営に起ると、必然的に首切り賃下げによる合理化が促進され労働者の生活不安はますます昂進されて来た。

(二)最低賃金法制定に対する労働者の要望が、ますます強くなって来たのも、労働者が自らの苦しい生活の実感から生れた痛烈な叫びである。しかも今後の労働組合の賃上げ闘争は、ばらばらな単産毎の賃上げでは必ず壁にぶつかり、どうしてもこの壁をぶち破るには統一闘争以外にはないわけである。最低賃金制の要求こそは統一賃金闘争のための最も強固な武器なのである。

したがって、わが党が今国会において最低賃金法の提案を行わんとしていることの意義は重かつ大なるものがあるわけである。壁をぶち破ることは、戦争経済から平和経済への転換の推進力となるものであるともいえるわけである。

(三)最低賃金法要綱の作成に至るまで慎重に慎重を期したのは、以上のようなこの法案提出の重要性を痛感したからである。

最低賃金法制定をめぐって、かように労働者の要望がしれつであるだけに、資本家陣営においては、あらゆる逆宣伝を行ってこの法案のにぎりつぶしをねらっている。しかしながら、ガット加入問題と関連して諸外国からさえ日本の労働者の低賃金が批判されてくると、名目だけの全く糊塗的な労働者をごまかすための最低賃金法の立案を資本家団体と労働者とが結託して作成しつつあると聞いている。

われわれ労働者の生活権の確保のためにも、戦争経済から平和経済への切り替えのためにも、本法案の実施のために最善の努力を払うべき責任がある。

本法案国会提出の時期は七月中・下旬になると思うが、それまでに下部組織における熱心な討議により、本要綱のなかにおける不備なる点に徹底的な修正を加え、国会提出のときには、院内外の勢力を結集して、本法実現のために協力されんことを切に希望する。

法案要綱(左派社会党政策審議会第二次案七・一発表)

第一条(目的) 本法は、すべての労働者に対し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営ましめることを目的とする。

第二条 使用者は、この法律で定める最低賃金を理由として労働者を解雇し、賃金、労働時間、

その他の労働条件を低下させてはならないことはもとより、最低賃金額を超えて、その提供される労働またはその労働の等級に公正かつ合理的につり合う賃金を支払うよう努めなければならない。

「最低賃金を超えて、その提供される労働またはその労働の等級に……」とは具体的にいえば、超過労働や労働強化がなされた場合には、その労働の量および質に応じて妥当な賃金を支払うべきであるということである。

第三条(適用範囲) 本法は、職業の如何を問わず、賃金を目的として労働をなすために使用者に雇用される満一八歳以上の総ての者(本法においては、これを労働者と称する。以下同じ)にこれを適用する。

(イ)労働基準法の適用範囲に準じたものである。したがって、国家、地方公務員および家事使用人(例えば家付きの女中)等は含まれていない。

(ロ)公務員の場合は本法によらず、別途に財政措置を講ずるものとした。

(ハ)一八歳未満の年の労働者については、本法を準用するか、別途保障の方法を講ずるか等については意見の一致を見ていないので、問題点として残した。

第四条(最低賃金の支払) 使用者は、労働協約、就業規則、労働契約等に反対の規定がある場合においても、労働者に対し本法に定める最低賃金の額を下る賃金を支払ってはならない。但し、使用者の責に帰すべからざる事由によって、最低賃金を支払い得ない場合はこの限りでない。

前項但書の場合においては、その事由について賃金委員会の認定を受けなければならない。

第五条(最低賃金の額) 最低賃金の額はつぎの通りとする。

(1)月給、週給、日給及び時給の場合

一時間当たり四〇円またはこれに相当する額。

(2)出来高給の場合

一時間当たり四五円またはこれに相当する額。

労働者が使用者から食事、宿舎その他の実物給与の提供を受ける場合、これについて、使用者が前項の金額から控除または徴収する金額は賃金委員会の定める金額を超えてはならない。

試の使用期間中の労働者の最低賃金額は、策一項の金額の八割とする。但し試の使用期間は三〇日をこえてはならない。

(イ)最低賃金の基準は時間賃金としたが、その算出方法は、

"  $8,000円 \div (8時間 \times 25日) = 40円$

A B C D

A、一カ月の最低賃金額

B、一日の労働時間

C、一カ月における平均稼働日数

D、一時間当りの最低賃金額

最低賃金の基準の取り方を一カ月の賃金とせず、時間当り賃金としたのは、現実の労働者の労働時間に非常に開きがあるから、一カ月二〇〇時間[8時間(1日,労働時間)×25(1カ月の就業日数)]として一率に律することは、妥当でない。

したがって労働時間に応じて賃金額を定めることが現状においては妥当であると思う。なお操業短縮等において労働時間が下げられ、したがって、賃金額が下げられる恐れがあるという意見もあるが、その問題は、労働者の生活権確保のために、労働組合の闘争によって八時間労働の厳守を確保すべきであって、直接には労組法、労調法、労基法の遵守の問題であり、本法と平行して労働者の闘争によって、闘い取るべきものである。

(ロ)出来高給の場合、時間当り四五円とし、(イ)に比べ五円高にしたのは労働の質が(イ)よりも高いと推定したからである。

第六条(低能力者についての除外例) 使用者は賃金委員会の許可を得た場合には、精神または身体の障害によって、著しく労働能力の低位な労働者を、第五条の最低賃金以下の賃金で使うことができる。

第七条(国家保障) 労働者に最低賃金を支払い得ない使用者に対しては、賃金委員会の認定により政府がこれを保障する。

賃金委員会は、保障を申請した企業の経理内容を監査し、その結果当該企業がつぎの各号の要件を満していることが明らかとなった場合には、保障の金額およびその期間について認定を行わなければならない。ただし一回の認定による保障の金額およびその期間は一年を超えてはならない。

一、保障申請することについて当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、かかる労働組合のない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意があること。

二、最低賃金を支払い得ないことが使用者の責による事由によらないこと。

三、保障をなすことによって企業経営が改善され、保障を必要としなくなる見通しのあること。

最低賃金を支払い得ない企業に対して国家保障をするということになると、どの企業も国家保障を申請するようになり、財源はいくらあっても足りないという意見があるが、国家保障を行う条件として賃金委員会が企業の経理を監査するに当っては第三項の三つの条件を満した場合にのみ保障されるわけであるから、現在企業の現状から推定すれば、監査の結果による保障額は案外少額で済むはずである。なお企業の中には、賃金委員会の監査をきらって自主的に最低賃金額を支払う企業もでてくることも考えられる。

さらにまた、国家保障の意義は、第三項の三にいわれているように「保証をなすことによって企業経営が改善され、保障を必要としない見通しのあること」とあるのは、国家保障の前提の中には、労働者の生活保障と同時に、当該企業の育成強化をも合わせて考えているわけである。第二項ただし書で保障の金額および期間を一年に限定したこともまた、一年間の保障の結果どれだけ当該企業の経営改善が行われたかを確かめて、第二年度における保障額を定めようとするものであって、第三項の三と同様な意味をもつものである。

なお、第三項の三は逆にいえば、賃金委員会の監査の結果、経営改善の見通しの困難な企業に対しては国家保障はなされないということで、かかる企業は、否応なしに、協同化、近代化の促進なくしては企業はつぶれることになる。したがって政府においても、かかる企業に対する育成措置を当然とらざるを得ないことになるわけである。中小企業の近代化、協同化を大言壮語しながら、何時までも何等抜本的な対策を講ぜずに、ますます独占資本に隷属せしめられつつあるような中小企業対策しかなし得ない吉田政府に対し、中小企業の再建対策としての意義もまたここにあると思う。

第八条(帳簿の記載) 使用者は政府から保障を受けようとする場合及び保障を受けている期間、賃金委員会の定める帳簿を記載しなければならない。

賃金委員会は定期または随時に前項の帳簿を監査することができる。

第九条(保障の打ち切り) 保障を受けている使用者が、最低賃金を支払うために保障を必要としなくなった場合には速やかにこの旨を賃金委員会に届出でなければならない。賃金委員会は前項の届出を受理した場合には、保障期間内であっても保障の認定を撤回する。

第八条第二項の監査の結果保障の必要のなくなったことを認めた場合も前項に準ずる。政府は賃金委員会が保障の認定を撤回した場合には直ちに保障を打切る。

賃金委員会

第十条 本法の施行を確保するため中央賃金委員会および地方賃金委員会を設ける。  
賃金委員会は労働者を代表する者、使用者を代表する者、各同数および中立の議長一名をもって組織する。

中央賃金委員会は労働大臣の所轄に属し、地方賃金委員会は都道府県労働基準局長の所轄に属する。賃金委員会はその事務を整理するために、事務局を置き、事務局次長および必要な職員を置く。

この法律で定めるものの外、賃金委員会に関し必要な事項は命令で定める。  
中央賃金委員会とは最低賃金額の算出、全国的若しくは二つ以上の地区にわたる企業の監査、国家保障等を行うことが主なる業務であり、その機構は中労委に準ずるものとする。

地方賃金委員会は、中央賃金委員会が最低賃金額算出に必要な当該地方の賃金状況の報告および当該地方における企業の監査、国家保障などを行うことを主なる業務とし、その機構は中労委に準ずるものとする。

賃金委員会の権限、運営機構ならびに監査および保障の方法などに関しては、本法実施のもっとも重大な事項であるので、政令によらず詳細な規定を本法案の提出までに増補する。

第十一条(罰則) 第四条の規定に違反した者は、これを一年以上一年以下の懲役または一円以上一円以下の罰金に処する。

第十二条 第七条によって保障を受けようとする使用者が虚偽の申告をした場合……

第十三条 第八条第一項の規定に違反した者……

第十四条 第九条第一項の規定に違反した者……

(注)省略。

別表によると国家保障額は約一一一三億円となっているが、この人員の中には一九歳未満の年少者が含まれており、更には賃金の税金へのはね返し方を加えないから、その分を控除すると国家保障額は一〇〇〇億円と推計できる。しかもこの保障額は、現在の企業の賃金支払状況にもとづいての保障要額である。したがって本法を実施し、賃金委員会が企業に対する監査を行い、実体を調査すれば、恐らくは大幅に減少し、国家保障額は激減すると思われる。

それ故に、本法実施のための第一年度の費用は五〇〇億円乃至六〇〇億円あれば十分に賄えるはずである。

国家保障所要額資料(昭和二七年三月労働力臨時調査その他)

(総評の批判)

一、時間給(一時間四〇円)の建て方は承認出来ない。

(理由)合理化攻勢の前にさらされ操業短縮必至の現在、時間賃金を設定することは賃下げとなり生活を脅威するものであって、最低賃金制が生活保障を目的とするものである以上、これはまちがいである。特に失業防止の建前から、労働者自ら「賃金を減らさないで時間短縮」の闘い方をおし進めようとするとき、かかる時間賃金は労働者の生活を守り得ない。したがって「一カ月最低八〇〇〇円を保証する」と明記すべきである。

二、「産業別統一労働協約又は協定をもって八〇〇〇円以上の最低賃金を決定した場合には、同一産業の他の労働者にこれを適用する」という一項を追加すべきである。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

